定により読み替えら 二項	でに掲げる特定納付期高齢者交付金があらハまでに掲げる特分からニに掲げる特分を除く。） ホに掲	険者に係る後期高齢令で定めるところに係る部分
険者に係る前期高齢し厚生労働省令で掲げる算定した額に、び(2)に定める割合係る部分	険者に要する費用の令で定めるところ及び(2)に掲げる分に応じ、次の(1)当該(1)に及び合を乗じて得た額	険者に係る介護納付る費用の額として厚めるところにより算部分
等保険者である組合イ(1)に定める割合 等保険者である組合る割合	等保険者である組合高齢者医療確保法第項第一号及び高齢者則第十三条第一項の三十四条第一項第二の合計額に対する高法第三十四条第一項る額の割合	等保険者である組合式により算定した割
等保険者である組合に掲げる組合の区分及び(2)に定める割合 等保険者である組合当該組合の別表第二る組合に被保険者一人、それの区分に応じ、それ欄に掲げる割合	等保険者である組合高齢者医療確保法第項第一号及び高齢者則第十三条第一項の三十四条第一項第二の合計額に対する高法第三十四条第一項る額の割合	等保険者である組合

		(2)被用者保険等保険者である組合　零
		該組合の別表第三被保険者一人当たじ、それぞれ同表

に改める。

等保険者である組合

部分以外の部分中「ついて、」の下に「附則第十五条の規定により読み替えられた」を加え、「同条の」を削り、同条の表附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第一号ロ(2)の項を次のように改める。

附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第一号ロ(2)一項	以下同じ。）でないもの	以下同じ。）でないもの並びに附則第十八条に規定する経過的組合員（以下「経過的組合員」という。）であつて指定被保険者（第四項第一号イに規定する指定被保険者をいう。以下この(2)及び次項において同じ。）又は(2)及び次項に定おいて同じ。）で小規模事業所等常勤経過的組合員（同号ロに規定する小規模事業所等常勤経過的組合員をいう。以下この(2)及び次項において同じ。）でないもの及び経過的世帯員（経過的組合員の世帯に属する当該組合員の組合員であつて経過的組合員でない特定被保険者をいう。以下同じ。）
	及び	並びに
	組合特定被保険者でないもの	組合特定被保険者でないもの並びに経過的組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないもの及び経過的世帯員

附則第十五条の表第五条第五項第一号の項中「第五条第五項第一号」を「附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第五項第一号」に改め、同条を附則第十八条とし、附則第十四条の次に次の見出し及び三条を加える。

（組合に対する補助の特例）

第十五条　平成二十九年度において、附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項及び第五項の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第三号ハ	附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第一号ロ(2)
附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第五項	第五条第一項第一号ロ(2)
係る部分	の合算額
(1)　被用者保険等保険者である組合　二分の一 (2)　被用者保険等保険者である組合　介護保険法附則第十一条第一項に規定する概算納付金の額から同条第六項に規定する補正後概算加入者割納付金の額を控除した額の割合	に介護保険法附則第十一条第一項に規定する概算納付金の額に対する当該概算納付金の額から同条第六項に規定する補正後概算加入者割納付金の額を控除した額の算額

、次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分